

ドーピング陽性と「意図的でない」認定：2つの事案から得られる教訓

工藤 洋治

東京八丁堀法律事務所・弁護士

Positive Doping Results and a Determination of ‘Not Intentional’: Lessons Learned from Two Cases

Yoji KUDO

Tokyo Hatchobori Law Office, Attorney at Law

1 2つの事案・逆の結論

2025年に、スイス・ローザンヌにあるスポーツ仲裁裁判所(CAS)において、ドーピング陽性結果が「意図的でない」か否かが2つの事案で争点となり、注目すべき決定が出された。

1つは私が弁護団の一員を務めた男子400mHの豊田将樹選手(ドーハ世界選手権・準決勝進出)の事案、もう1つは男子200mのエリオン・ナイトン選手(ブダペスト世界選手権2位、パリ五輪4位)の事案の各決定である。

両事案の共通点と相違点は、以下のとおりである。

【両事案の共通点】

- ・両選手とも、競技会外検査の尿検体から禁止物質「トレンボロン」が検出された。
- ・検出量は、同程度の微量だった。
- ・両選手とも、「検査直前の時期に食べた食肉に『トレンボロン』が混入していたことが原因であり、意図的な摂取ではない」と主張した。

【両事案の相違点】

- ・豊田選手は「意図的でない」と認められた(競技者側の勝訴)。
- ・ナイトン選手は「意図的でない」と認められなかった(競技者側の逆転敗訴)。

豊田選手の事案は、日本国内での2つの手続で「意図的でない」と認められたのに対してWADA(世界アンチ・ドーピング機構)が不服申立てをしたが、CASにおいても日本の国内手続での結論が支持・維持された。

ナイトン選手の事案は、アメリカ国内の手続ではナイトン選手が勝訴しパリ五輪に出場することができたものの、WA(世界陸連)及びWADAが不服申立てをした結果、CASにおいて同選手が逆転敗訴し、4年間の資格停止処分を受けることとなった。

両事案には上記の共通点がありながら、何が結論を分けたのであろうか。

2 「意図的でない」ことの証明方法

(1) 間接事実による証明

そもそも、「意図的でなかった」という過去の内心の状態を、どうやって証明するのか。

尿検体から禁止物質が出ている状況で、本人が「意図的ではありませんでした」と述べるだけでは、もちろん信用してもらえない。しかし、過去の内心の状態(主観的・心理的なもの)を「直接」見てもう方法もない。

そこでとられる手法が、「間接事実による証明」である。

【間接事実による証明】

「意図的でなかった」と認定できる

「意図的でなかった」こと
と整合する事実や言動

「意図的だった」としたら
説明困難な事実や言動

「意図的でなかった」という過去の内心の状態それ自体を直接証明することはできないので、別の事

実（いわゆる状況証拠）による間接的な証明をするのである。具体的には、「意図的でなかった」とことと整合する事実や言動や、「意図的だった」としたら説明困難な事実や言動を数多く挙げることで、「そうだとすると、意図的でなかったと考えるのが合理的である」という判断を得るのである。

具体例として、豊田選手の事案において、私たち弁護士が主張した間接事実の一例を挙げる（後記のとおり、主張した13個の間接事実のうちの1つである。）。

【間接事実＝「意図的だった」としたら説明困難な言動の一例】

- ・ 豊田選手は、ドーピング検査のため居場所情報の登録義務を負っていたところ、先輩選手から「急な外出で検査を受けられず居場所通知義務違反にならないように、自宅にいる時期は、早朝を指定するといいよ」という助言を受けて、2022年5月19日も早朝6時を指定していた。
- ・ 居場所通知義務違反は累積3回で処分対象となるが、豊田選手は、過去の検査は全てきちんと受けており、居場所通知義務違反は一度もなかった。
- ・ 2022年5月19日、早朝6時ちょうどに、検査員が豊田選手の自宅インターホンを鳴らした。豊田選手は迷いなくそれに応じて、検査を受けた。
- ・ 仮に、豊田選手が、その直前の時期に意図的に禁止物質を摂取していたとしたら、自らが指定した早朝6時にやってくるのはドーピング検査員しか考えられず、かつ、居場所通知義務違反はまだ一度も犯したことがなかったのだから、「居留守」を使ったはずである。
- ・ しかし、そうした行動に出ることなく、淡々と検査員を自宅に招き入れて検査に応じたのは、豊田選手には、やましいところが全くなかったからである。

(2) 競技者側が「証明責任」を負うことの意味

尿検体からトレンボロンのような禁止物質が検出されると、原則として、4年間の資格停止処分が課される。

これに対して、競技者側が、意図的でなかったことや、(重大な)過誤・過失がなかったことを証明すると、処分期間が短縮又はゼロになる。

競技者側が証明責任を負うこと具体的な帰結として、真実は(＝神様の目から見ると)意図的な摂取ではなく、本人はそのことを十分に分かっているのに、その事実を証明できず、CASの仲裁人などの

判断者にとって「真偽不明」(＝意図的でなかったのか否かがはっきりしない／分からない)という場合には、競技者側が敗訴して4年間の資格停止処分が課されることを意味する。

「疑わしきは罰せず」ではなく、いわば「疑わしきは罰する」という制度設計なのである。

【競技者側に証明責任＝真偽不明なら敗訴する】

競技者側が、証拠不足で証明ができず、判断者にとって「真偽不明」(＝意図的でなかったのか否かがはっきりしない／分からない)という場合
→ 競技者側が敗訴し、4年間の資格停止処分

3 豊田選手事案の間接事実

豊田選手の事案(CAS 2024/A/10655)のCAS決定文の詳細は、公益社団法人日本学生陸上競技連合「陸上競技研究 第139号」掲載の拙稿(日本学連のサイトに掲載。)、及び私が所属する東京八丁堀法律事務所のサイト「所属弁護士の声」をご参照いただきたい。

私たち弁護士は、「意図的でない」ことの裏付けとして、以下の13個の間接事実を主張した。これらの合わせ技で、意図的でないとの認定が得られたのである。

【豊田選手事案の間接事実】

- ① 豊田選手の証言内容・証言態度
- ② 食肉汚染の可能性
- ③ サプリメント等の検査結果
- ④ サプリメント等の使用に対する豊田選手の態度
- ⑤ これまでにトレンボロンが検出された選手一般に関する統計
- ⑥ 豊田選手がトレンボロン製品を購入・入手した可能性
- ⑦ シーズン中／シーズン外の体重の推移
- ⑧ 過去のクリーンな検査履歴
- ⑨ 400mH一般と豊田選手固有の競技特性
- ⑩ 検査前後の競技成績
- ⑪ 検査当日の行動
- ⑫ 検査後及び陽性通知後の行動
- ⑬ ドーピング講習会受講歴とコーチの経験共有

このうち、⑪として主張した具体的内容が、前記2(1)に記載の【間接事実＝「意図的だった」としたら説明困難な言動の一例】である。

4 ナイトン選手事案の間接事実

一方、ナイトン選手の事案（CAS 2024/A/10800・CAS2024/A/10802）のCAS決定文を読み解くと、競技者側は、意図的でないと主張の根拠として以下の6つの間接事実を主張している。

【ナイトン選手事案の間接事実】

- ①食肉汚染の可能性
- ②検出濃度が低かったこと
- ③尿検体から他の禁止物質が検出されなかったこと
- ④毛髪分析の結果、トレンボロンが検出されなかったこと
- ⑤ポリグラフ検査（いわゆるウソ発見器）の検査結果
- ⑥過去のクリーンな検査履歴

当該事案のCAS決定においては、これらの事実をもってトレンボロンの摂取が「意図的でなかった」とは認定できないとして、競技者側の主張が退けられた。

あくまでもCAS決定文から読み取ることができる内容であり、実際に、競技者側においてどのような事情があったのかは、分からない。しかし、これを見る限りは、豊田選手の事案において我々が主張した間接事実と比べると、ドーピング検査の前後や、検査結果の通知の前後における、競技者の具体的な言動に関する事実主張はほとんどされなかったようである。

5 両事案から得られる教訓 — 「7つの行動指針」

現実に、全く身に覚えがないにもかかわらず、そして最大限の注意を払っていても、自身の尿検体から禁止物質が検出されることがありうる。ドーピング検査を受ける機会のある全ての競技者が、そのリスクにさらされている（そのリスクをゼロにすることは、ほぼ不可能である。）。

その場合に、「本当に意図しない摂取だったとしても、競技者がそれを証明できなければ、『有罪』となる」のは、既述のとおりである。

そうなる、競技者として取り得る対策は、「意図せぬ違反のリスクを、できる限り小さくすること」、及び「万が一、意図せず陽性反応が出た場合でも、自身の身の潔白を証明できる行動を、日常からとり続けること」以外にない。豊田選手の事案では、まさにそうした内容を数多く主張した結果、

CASにおいても勝訴することができたのである。

その経験も踏まえて、全ての競技者に順守いただきたい内容として、ここでは以下の7つの行動指針を、3つの観点から分類して提示したい。

【7つの行動指針】

- (1) 意図せぬ違反の発生を防止するための行動
 - ① サプリメントは、ドーピング認証を受けたものの中から、厳選する。
 - ② 医薬品は、日本スポーツ協会「アンチ・ドーピング 使用可能薬リスト」にあるものだけを使用する（それ以外を使用するなら、医師に相談 and/or TUE 申請）。
 - ③ 海外では牛肉の摂取は避け、日本国内でも海外産牛レバーは食べない。
- (2) 証明手段を確保するための行動
 - ④ サプリメントは飲み切らずに飲み残して、半年程度は保管する。
 - ⑤ 体重・食事・サプリメントの日々の記録を残す。
- (3) クリーンな競技者と信じてもらえる行動
 - ⑥ ドーピング検査とドーピング教育は、必ず受ける。
 - ⑦ ドーピング検査時には、摂取しているサプリメントと医薬品の全てを検査票に漏れなく記載する。

上記①は、サプリメントを多くの競技者が使用している実態を踏まえると、「サプリメントを使用すべきでない」と言っても響かないので、競技者心理に基づく現実に即した行動として伝える趣旨である。

上記②は、医師によってアンチ・ドーピングに対する理解はまちまちであることから、医療機関の受診に際して当該リストを持参し、医師に見せるのがベストである。

上記③は、豊田選手の事案で、海外産の牛肉、とりわけ牛レバーには禁止物質混入のリスクが高いことが判明した一方で、日本国内で海外産の牛肉を一切食べずに生活することはほぼ不可能と思われるので、実行可能な行動として示す趣旨である。

上記④は、万が一の陽性判定が出たときに、自身の摂取サプリメントへの混入有無を調査できるようにするためである。

上記⑤は、体重変化の有無・程度が間接事実とし

て意味を持つことがありえること、及び、禁止物質の体内侵入経路を調査する際には食事とサプリメントがポイントになることが理由である。

上記⑥は、登録場所に不在での検査未了は合計3回で処分対象となるが、1回も検査未了とならないよう努めてもらいたいこと、及びアンチ・ドーピングの一貫した姿勢をとってもらいたい趣旨である。

上記⑦は、体内侵入経路を特定できても、それが検査票に記載されていなかったら信用してもらえないので、仮に心配なサプリメントや医薬品を摂取していたとしても、検査の場面になった以上は全て隠さずに記載することが不可欠という趣旨である（実際に、「検査票に記載されていた」という事実が、間接事実として競技者側に有利に考慮された他事案もある。）。

なお、前掲「陸上競技研究 第139号」掲載の拙稿では、上記の趣旨・内容を、より詳細に説明している。

6 ドーピング教育の在り方について

【ドーピング教育のポイント】

- ①「意図的でない違反の防止」を明確に意識する
- ②シンプルかつ実践的に伝える

(1) 意図的でない違反の防止 — 「対岸の火事」でなく「我がこと」として

ある競技者がアンチ・ドーピング規則違反で資格停止処分を受けたという報道に接したとき、多くの人は素朴に、「○○選手は、不正行為をしたのだな」と受け止めるかもしれない。そう受け止めている限りは、処分事案は「対岸の火事」でしかない。

しかし、前記2(2)記載の「選手が証明責任を負う」ことの帰結を見返してほしい。もしかしたら、報道されたその競技者は、「真実は意図的な使用ではなかったのに、それを証明することができずに、処分を受けることになったのかもしれない」のである。

個々の競技者が、自らもその立場に追い込まれる可能性がある、という想像力を持てるようになること、そして、そのための教育を行うことが肝要である。

「意図的な違反の防止」と、「意図的でない違反の防止」とでは、伝えるべき内容・メッセージがまったく異なる。意図的な違反は「禁止される理由」と「重大性」を端的に伝えれば足りるはずだ。これに対して、意図的でない違反については、「各人がとるべき具体的な行動」まで伝えなければ、実効的な防止

はできない。

従来のドーピング教育は、ややもするとこの点の区別が不十分で、受講した各競技者が「我がこと」として十分に捉えられていなかった面があるように思われる。

(2) シンプルかつ実践的に伝える

従来のドーピング教育のもう一つの問題点として、「長すぎる／情報量が多すぎる／それでいて抽象的・理念的な説明が多く、競技者の現実の行動に結びついていない」ことも指摘しておきたい。

長すぎる／情報量が多すぎると、単純に聴いていて眠くなるし、焦点がぼける。

また、抽象的・理念的な説明を長々としても、受講者にとっては「お勉強」になってしまい、自身の現実の行動変容に結びつかない（厳しい言い方をすると、「教育を実施した」という実施者サイドのアリバイ作りにしかならない。）。

意図的でない違反を防止するためには、「競技者心理にも十分な配慮・想像をした上で、各競技者が現実にとどのような行動をとるべきかを、実践可能な内容で、できる限りシンプルかつ具体的に伝えること」が必要かつ重要である。

前記5記載の7つの行動指針は、その観点からの試案である。

7 最後に

豊田将樹選手の事案は、全てのスポーツを通じて、日本人選手のドーピング事案がWADAの不服申立てによりCASの審理対象となった初めての事案であった。

幸いにして勝訴という結果が得られたが、審理対象となったこと自体が、競技者本人やその関係者にとって大きな負担となったことは言うまでもない。

今後再び同様の状況に置かれる競技者が出ないように、また、そのような状況に置かれた競技者が自身の身の潔白を証明できるように、豊田選手の事案から得られた教訓を広く共有し、日本の陸上競技界さらにはスポーツ界全体において、より高いレベルの取組みが実現されることを期待したい。

以上